

第171回 2022年実施の年金制度改革は働き方に大きな影響あり

2022年4月から2024年10月にかけて、大小様々な年金制度改革が予定されています。これらの改正は、「人生100年時代」となって長期化する高齢期の経済的基盤を充実させることを目的としています。

今回は、改正の中から特に働き方に大きく影響する項目についてご説明します。

●65歳未満の在職老齢年金の見直し(2022年4月施行)

60歳以降に厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受給する場合は、老齢厚生年金(60歳代前半は特別支給の老齢厚生年金)の額と給与や賞与の額(総報酬月額相当額)によって、年金の全部あるいは一部が支給停止になることがあります。これを「在職老齢年金制度」といいます。

現在、65歳未満の在職老齢年金については、報酬と年金月額の合計額が28万円(支給停止基準額)を超えると、年金の全部または一部が支給停止となります。改正では、65歳未満の在職老齢年金の支給停止基準額が、現行の28万円から47万円に引き上げられます。

たとえば、年金月額10万円、総報酬月額相当額36万円のケースだと、現行では、支給される年金額=10万円-[10万円+36万円-28万円]÷2=1万円となり、支給される年金は、月額1万円に減額されます。

これが改正後には、年金月額10万円+総報酬月額相当額36万円=46万円で、支給停止基準額47万円以下となるため、年金全額が支給されることになります。

現在、年金を全額受給するために働きすぎないように仕事を抑えている人も、改正後は年金を全額受け取

れるため、働くことへのモチベーションが上がると考えられています。

ただし、この改正の恩恵を受けられるのは、「特別支給の老齢厚生年金」の受給対象で、男性が1961年4月1日以前生まれ、女性が1966年4月1日以前生まれの人に限られます。

●在職定時改定の新設(2022年4月施行)

現行では、65歳以上の年金受給者が厚生年金保険に加入している場合、在職中の年金額の改定(再計算)は一切行われません。年金額が改定されるタイミングは、「退職時(資格喪失時)」または「70歳到達時」のいずれかです。

この改正により、65歳以上の人については、在職中であっても、年金額の改定を定時(毎年1回)に行うように見直されます。厚生労働省によると、この制度を導入した場合、次のように年金額が増額されます。

- ・報酬月額10万円で1年間働いた場合で年7,000円程度増額
- ・報酬月額20万円で1年間働いた場合で年13,000円程度増額
- ・報酬月額30万円で1年間働いた場合で年20,000円程度増額

納付した保険料が、早期に年金額に反映されることで、65歳以降も働く意欲が湧くのではないかと期待されています。

●短時間労働者の社会保険加入の適用拡大(2022年10月等施行)

2016年10月に厚生年金保険・健康保険(以下「社会保険」という)の適用対象者が拡大され、従業員が常時501人以上の企業に勤める短時間労働者(パートタイマー、アルバイトなど)は、次の①~④の要件をすべて満たす場合、社会保険に加入

することになっています。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上である
- ② 勤務期間1年以上見込まれる
- ③ 賃金月額が8.8万円以上である(年収約106万円以上)
- ④ 学生でない

また、2017年4月からは、従業員が常時500人以下の企業に勤める短時間労働者についても、労使協定を締結し、上記の要件をすべて満たす場合、社会保険に加入することができるようになっています。

今回の改正では、社会保険適用の規模要件が2022年10月から従業員101人以上、2024年10月からは51人以上と、段階的に拡大されます。加えて上記加入要件のうち②について、「勤務期間が2カ月超見込まれること」と見直されます。

したがって、現在、パートタイマーやアルバイトとして働いている人も、企業規模と加入要件を満たせば、社会保険に加入することになります。

現在、国民年金の第三号被保険者(年収130万円未満)の人で、従業員が500人以下の企業でパートタイマーとして働いている場合、個別に国民年金保険料や健康保険料を納付する必要はありません。しかし改正後は、勤務している企業の規模によっては、新たに社会保険に加入し保険料を納付することになります。

たとえば、月収88,000円で厚生年金保険に1年間加入した場合、厚生年金保険料は年間96,624円となる一方、老齢厚生年金は年額約5,800円増えます。社会保険に加入すると新たに保険料負担が発生するため、給与の手取りは減ります。

しかし、厚生年金保険に加入すると将来の報酬比例部分の年金額が増え、健康保険に加入すると傷病や出産で仕事を休んだ場合に傷病手当金や出産手当金の給付を受けられるなどのメリットもあり、働くことへのインセンティブとなることが期待されます。